

議案第79号

勝山市道路占用料徴収条例の一部改正について

勝山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月24日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

道路の附属物を無償で添加している電柱等の道路占用料減免について定めるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

勝山市道路占用料徴収条例(昭和31年勝山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、占用が次の各号の一に該当する場合には道路占用料の全部又は一部を免除することができる。ただし、営利目的のためにする道路の占用に<u>あつてはこの限りでない</u></p> <p>_____。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(占用料の減免)</p> <p>第3条 市長は、占用が次の各号の一に該当する場合には道路占用料の全部又は一部を免除することができる。ただし、営利目的のためにする道路の占用に<u>係る道路占用料は、第4号から第6号までに定める場合を除き、減免しない。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 道路の附属物(交通信号灯(公安委員会が設置するものに限る。)、街灯、防犯灯、カーブミラー、標識等であつて公共性が認めらるるものをいう。)を無償で添加している電柱又は電話柱が道路を占用するとき。</u></p> <p><u>(5) 占用物件である電柱又は電話柱を支えている支線又は支柱が道路を占用するとき。</u></p>

(新設)

(4) (略)

(6) 添加広告(電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識又はバス若しくは軌道の停留所に添加された広告をいう。)又は突出看板(建物、塀その他道路区域外の工作物又は物件に添加され、道路区域内に突出する広告をいう。)のうち市長が別に定めるものが道路を占有するとき。

(7) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の勝山市道路占用料徴収条例の規定は、令和3年度以降の年度分の占用料について適用し、令和2年度分までの占用料については、なお従前の例による。